

佐賀県告示第379号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成14年佐賀県告示第166号)の一部を次のように改正し、平成26年度以後に実施する試験等に係る開示請求について適用する。

平成26年9月19日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
佐賀県職員(作業療法士)採用選考試験	〃	〃	〃	佐賀県職員(作業療法士)採用選考試験	〃	〃	〃
				<u>身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考試験</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
				<u>佐賀県任期付職員(生活指導員)採用選考試験</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
				<u>佐賀県任期付職員(被災地支援)採用選考試験</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
佐賀県職員・任期付職員採用試験採用候補者名簿登載者に対する採用面接	〃	〃	〃	佐賀県職員・任期付職員採用試験採用候補者名簿登載者に対する採用面接	〃	〃	〃